

前回の研究会での委員からの指摘事項について

障害者雇用納付金及び障害者雇用調整金の額の設定の基準となる数値の変遷

平成15年1月29日労働政策審議会障害者雇用分科会提出資料

※調整基礎額（納付金）

〔1か月当たり特別費用の額の平均額〕	〔格差〕		〔調整基礎額〕
37,000円	× 1.546倍	=	57,202円
		≒	<u>50,000円</u>

※単位調整額（調整金）

〔1か月当たり特別費用の額の平均額〕	〔格差〕		〔単位調整額〕
37,000円	× 0.743倍	=	27,491円
		≒	<u>27,000円</u>

平成19年11月21日労働政策審議会障害者雇用分科会提出資料

※調整基礎額（納付金）

〔1か月当たり特別費用の額の平均額〕	〔格差〕		〔調整基礎額〕
42,000円	× 1.219倍	=	51,190円
		≒	<u>50,000円</u>

※単位調整額（調整金）

〔1か月当たり特別費用の額の平均額〕	〔格差〕		〔単位調整額〕
42,000円	× 0.662倍	=	27,800円
		≒	<u>27,000円</u>

平成24年5月23日労働政策審議会障害者雇用分科会提出資料

※調整基礎額（納付金）

〔1か月当たり特別費用の額の平均額〕	〔格差〕		〔調整基礎額〕
42,000円	× 1.282倍	=	53,840円
		≒	<u>50,000円</u>

※単位調整額（調整金）

〔1か月当たり特別費用の額の平均額〕	〔格差〕		〔単位調整額〕
42,000円	× 0.655倍	=	27,510円
		≒	<u>27,000円</u>

特別費用の調査とその項目等について

- 納付金及び調整金の基礎となる調整基礎額及び単位調整額は、法律において、
 - ・ 納付金の額は、基準雇用率に達するまで身体又は知的障害者を雇用する場合に、
 - ・ 調整金の額は、基準雇用率を超えて身体又は知的障害者を雇用した場合に、障害者1人につき通常必要とされる1月当たりの特別費用の額の平均額を基準として設定することとしている。この特別費用とは、身体又は知的障害者を雇用する場合に必要な施設・設備の設置又は整備その他の身体又は知的障害者の適正な雇用管理に必要な措置に通常係る費用その他身体又は知的障害者を雇用するために特別に必要とされる費用とされている。

- この特別費用は、法定雇用率の5年ごとの見直しに併せ、公共職業安定所を通じて事業所への訪問調査（以下「特別費用調査」）を実施し、各事業所における1年間に要した障害者雇用に係る費用を調査している。なお、当該調査の結果をもとに、納付金及び調整金の額の設定の基準となる「1か月当たり特別費用の額の平均額」などの数値を算出している。

- この特別費用調査の調査項目は以下のとおり。

① 障害者雇用のための施設又は設備の設置又は整備に関する費用

- I 障害者に配慮した施設・設備の設置又は整備に関する費用
 - 1 建設・購入によるもの（具体的事項、初期費用、維持費、耐用年数を含む）
 - 2 賃借によるもの（具体的事項、賃借費、維持費を含む）
- II 作業設備の設置又は整備に関する費用
 - 1 購入によるもの（具体的事項、初期費用、維持費、耐用年数を含む）
 - 2 賃借によるもの（具体的事項、賃借費、維持費を含む）

② 障害者の雇用管理のための特別費用（直接的経費）

- I 特別手当（名称、額を含む）
- II 福利厚生費
 - 1 住居に関する費用
 - 2 医療・保健に関する費用
 - 3 レクリエーション等に関する費用
 - 4 通勤（通勤バス等）に関する費用
 - 5 その他
- III 教育訓練費
 - 1 講師・訓練指導員等の手当、謝礼等
 - 2 訓練期間中の対象障害者の賃金
 - 3 他に委託して訓練するための費用
 - 4 その他
- IV 障害者の特別な有給休暇に関する費用（所定の有給休暇を超えて与えた休暇に対応する賃金）
- V その他の直接的費用

③ 障害者の雇用管理のための特別費用（間接的経費）

- I 作業補助員の配置等に関する費用
- II 相談員の配置等に関する費用
- III 障害者の雇用に伴う他の労働者の研修等
- IV その他

障害者雇用納付金の納付対象企業数等について

単位：社

	20年度	21年度	22年度	23年度 (※3)
納付金(申告) 対象企業(※1)	12,289	12,580	12,604	21,288
納付対象 企業数	7,435 (17,452)	7,220 (15,218)	6,935 (13,413)	12,536 (18,595)
申告のみの 企業数	4,854	5,360	5,669	8,752
調整金支給企業(※1)	3,335 (6,023)	3,662 (6,745)	3,900 (7,134)	6,384 (8,818)
報奨金支給企業(※2)	1,940 (4,729)	1,887 (4,693)	1,853 (4,742)	1,907 (4,420)

* 括弧内は、上から収入額、支給額、支給額(単位は百万円)

※1 20年度から22年度は301人以上企業、23年度は200人超企業が対象。

※2 20年度から22年度は300人以下企業、23年度は200人以下企業が対象。

※3 23年度は速報値。

一般会計及び雇用保険特別会計の助成金等の予算額(①)

	平成23年度予算	平成24年度予算
一般会計 (①②)	10.6億円	10.1億円
雇用保険 特別会計 (③～⑩)	158.0億円	150.3億円

一般会計及び雇用保険特別会計の助成金等の予算額(②)

①	障害者試行雇用 (トライアル雇用)事業	一般	23年度予算額 864,000千円	24年度予算額 883,200千円
②	精神障害者等 ステップアップ雇用	一般	23年度予算額 199,200千円	24年度予算額 122,700千円
③	精神障害者 雇用安定奨励金	雇用	23年度予算額 320,500千円	24年度予算額 96,900千円
④	職場支援従事者 配置助成金	雇用	23年度予算額 241,200千円	24年度予算額 547,092千円
⑤	特定求職者 雇用開発助成金	雇用	23年度予算額 13,570,026千円	24年度予算額 12,602,658千円
⑥	発達障害者 雇用開発助成金	雇用	23年度予算額 59,300千円	24年度予算額 58,850千円
⑦	難治性疾患患者 雇用開発助成金	雇用	23年度予算額 145,000千円	24年度予算額 145,000千円
⑧	障害者初回雇用奨励金 (ファースト・ステップ奨励金)	雇用	23年度予算額 250,000千円	24年度予算額 250,000千円
⑨	特例子会社等 設立促進助成金	雇用	23年度予算額 610,000千円	24年度予算額 933,000千円
⑩	重度障害者等多数雇用 施設設置等助成金	雇用	23年度予算額 600,000千円	24年度予算額 400,000千円

※ ⑤については、障害者分のみ計上